規則.....

規

則

目

次

告

示

青森県次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める

入

事

課

:

平成十七年三月十四日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

漁船保険付保義務の同意を求めるための届出.....

(水産振興課) ...

整漁

^港漁

課場

:

三

(構造政策課)

:

振市

興町

課村

:

 \equiv

農地法第三条第二項第五号の別段の面積の一部改正....... むつ市への編入に伴う人口......

脇野沢漁港の指定の内容の変更......

建設業者の許可の取消し......

(整備事務所)

:

同

· ::

-世 (整備事務所)

ベ ベ

(構造政策課)

:

農地保有合理化事業規程の変更の承認

青森県指定金融機関等の指定の一部改正

経

理

課 :

Ħ. Ħ. Ŧi.

公

告

右

同

都市計画事業計画の変更認可.....

(都市計画課) ...

同

:

それぞれ同表の下欄に掲げる職員とする。

右 右

同 同

県文化財の指定....

保文

護化

課財

:

-

教育委員会

第二千四百五十二号

平成十七年

三月十四1 日日

青森県警察組織規則の一部を改正する規則.....

青森県次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則をここに公布する。 規 則

青森県規則第七号

青森県次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則

げるものとし、同令第二項の規則で定める職員は、同欄に掲げるものの区分に応じ、 地方公共団体の機関、その長又はその職員で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲 で定める次世代育成支援対策推進法 (平成十五年法律第百二十号) 第十九条第一項の 次世代育成支援対策推進法施行令 (平成十五年政令第三百七十二号) 第二項の規則

知事 東部海区漁業調整委員会 代表監査委員 選挙管理委員会 議会の議長 人事委員会 東部海区漁業調整委員会が任命する職員 代表監査委員が任命する職員 選挙管理委員会が任命する職員 議会の議長が任命する職員 知事が任命する職員 人事委員会が任命する職員

る規則の一部を改正する規則...... 警察官駐在所及び警備派出所の名称、 公安委員会

位置等に関す

<u>企</u>

画 同

課 :

交番、

西部海区漁業調整委員会 西部海区漁業調整委員会が任命する職員

二十アール

鰺ケ沢町

西津軽郡鰺ケ沢町のうち、昭和三十年三月三十日現在における

東津軽郡平舘村

北津軽郡市浦村のうち、昭和三十年三月三十日現在における十

三村及び脇元村

下北郡風間浦村

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

끋

示

青森県告示第百六十五号

おり告示する。 七十六条第一項及び第百七十七条第一項の規定による下北郡及び同市の人口を次のとむつ市に編入することに伴い、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百年三月十四日から、下北郡川内町、同郡大畑町及び同郡脇野沢村を廃し、その区域を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七条第一項の規定により、平成十七

平成十七年三月十四日

青森県知事 三 村 申

吾

むつ市 六万七千二十二人下北郡 二万三百四十四人

青

青森県告示第百六十六号

段の面積)の一部を次のように改正する。昭和四十六年四月十七日青森県告示第三百十五号(農地法第三条第二項第五号の別

平成十七年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

農地の表ニ十アールの項及び三十アールの項を次のように改める。

| むつ市のうち、平成十七年三月十三日現在における大畑町| 青森市のうち、昭和三十七年九月三十日現在における野内村

下北郡大間町及び佐井村三十アール 東津軽郡今別町 ・ 東津軽郡今別町 ・ 東津軽郡今別町 ・ 東津軽郡のうち、平成十七年三月十三日現在における脇野沢村

青森県告示第百六十七号

り公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。る同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定によ漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定によ

平成十七年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

易 国 間	名加入区の	届
一二二三番地二二二三番 地二二三番 地二二三番 地二二三番 地二二三十十十二三十十十十二三十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	発起人	出
二五 一村大字易国四 村大字易国四 伊 易国四	の住所及	事
勢 間 谷 間 一 間字 大 鐵 新 五 町	び氏名	項
嘉 目 美 二 郎 三 ま同月平で月十四人	期	指
二四十 十日七 八か年 日ら三	間	指定漁船調
協易同組織	場	書の縦
合漁 業 	所	覧

横 浜	風合瀬	野 牛	鯵 ケ沢	脇元
上北郡横浜町字有畑一二七番地四上北郡横浜町字下川原四番地五窟 科美工北郡横浜町字下川原四番地五濱 谷 一二	四津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子四津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子四津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子四津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子四津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子四津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子	世 大北郡東通村大字野牛字稲崎平八番 下北郡東通村大字野牛字和崎平八番 下北郡東通村大字野牛字和崎平八番 下北郡東通村大字野牛字市野牛川一	西津軽郡鰺ケ沢町大字浜町二九番地西津軽郡鰺ケ沢町大字浜町七九番地一 三ツ矢 春 雄三 見 喜 治	北津軽郡市浦村大字磯松字赤川三番地五四 竹谷 博本津軽郡市浦村大字脇元字赤川三九郡地五四 成田正義 明華地 一
ま同月平 で月十成 二四十十 十日七 八から 日ら	ま同月平 で月二十四日から 十八日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	ま同月平 で 用円四日か 十八日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	ま同月平 で月二四日 十八日 十八日 日 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ま同月平 で月十成 二四七 十日七 八か年 日
協横に組織の場合には、	協同組合類組合業	同野 組合 業 協	協鰺 同ケ沢 組 会 業	同脇 組元 合 業 協

小泊

北津軽郡小泊村字水澗三

本番

久

雄

同組合 組合業協

番

番地 東津軽郡三厩村大字宇鉄字龍浜五〇

成

田

君

雄

番地二東津軽郡三熈村大字宇鉄字龍浜四六東津軽郡三熈村大字宇鉄字龍浜四六

I

藤

俊

次

地二地津軽郡小泊村字大山長根一〇

鈴

木 義

美

三厩

番地東津軽郡三厩村大字宇鉄字上宇鉄七

栁

谷

協同組合 三厩村漁業

竜飛

番地東津軽郡三廐村大字宇鉄字鳴神九四

伊

藤

逸

雄

同組合 組合業協

平野二番地 東津軽郡三厩村大字三厩字算用師

濱

谷

壽

Ξ

栁

谷

正

則

下前

北津軽郡小泊村字下前九一番地

北津軽郡小泊村字水澗一

藤七番地

裕四

北津軽郡小泊村字下前

田七〇番

地

幸

同組合業協

博

北津軽郡小泊村字下

柏前

崎〇〇番

治

地

青森県告示第百六十八号

野沢漁港の指定の内容を次のとおり変更するので、 漁港漁場整備法 (昭和二十五年法律第百三十七号) 第六条第五項の規定により、 同条第十一項の規定により告示す 脇

న్త

(本村・瀬野川目・新井田・寄浪地区) (本村・瀬野川目・新井田・寄浪地区) (本村・瀬野川目・新井田・寄浪地区) (本村・瀬野川目・新井田・寄浪地区) (本村・瀬野川田・新井田・寄浪地区) (本村・瀬野川田・新井田・寄浪地区) (本村・瀬野川田・新井田・寄浪地区) (本村・瀬野川田・新井田・寄浪地区) (本村・瀬野川田・新井田・寄浪地区) (本村・瀬野川田・新井田・寄浪地区)

称 類

野沢漁港 |種漁港

第 脇

むつ市

四三

区域 所在地 種

水

域

陸

域

平 成十七年三月十四日

村 由

青森県知事 Ξ

吾

(本村地区) (本村地区)

よい・ 保野ロロロ リ点ト柱沢点 川にル (蛸) 川に六に 大田にから 大田にがら 大田にがら

> 線線ら定水蛸 及に県す域田 び沿道るの地 り定野は現場にある。 れ八のす た点道る同 地に路イ欄域至陸点に る側か規

品味に二小 日日 ま線引度際に七角 れまい二線引度に たでた○まい一設

海線をか番た八さむ蛸

青森県告示第百六十九号

いて準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。 計画公園事業の事業計画の変更を平成十七年三月七日認可したので、同条第二項にお 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、 八戸都市

兀

平成十四年八月二十六日から平成二十年三月三十一日まで

2

使用の部分 変更なし 収用の部分

変更なし ~~~~

平成十七年三月十四日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

施行者の名称

都市計画事業の種類

事業施行期間 八戸都市計画公園事業 (四・五・一号白山台公園

兀

昭和六十三年五月七日から平成十八年三月三十一日まで

収用の部分 変更なし

使用の部分

2

変更なし

青森県告示第百七十号

計画公園事業の事業計画の変更を平成十七年三月七日認可したので、同条第二項にお 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、木造都市

いて準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年三月十四日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

株式会社みちのく銀行大畑支店 | 下北郡大畑町大字大畑

を削り、

株式会社みちのく銀行大湊支店

しむつ市大湊新町

を

株式会社みちのく銀行大畑支店 株式会社みちのく銀行大湊支店

むつ市大畑町新町 むつ市大湊新町

に改め、

施行者の名称

つがる市

都市計画事業の種類

Ξ 事業施行期間 木造都市計画公園事業 (五・四・一号つがる地球村公園)

青森県告示第百七十一号

部を次のように改正する。 昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号 (青森県指定金融機関等の指定) の一

平成十七年三月十四日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

第一号の表中

第二号の表中 大湊支店 川内支店 川内支店 大湊支店 大畑支店 大畑支店 むつ市大畑町新町 むつ市川内町川内 むつ市大湊新町 むつ市大湊新町 下北郡大畑町大字大畑 下北郡川内町大字川内 を を削り、 に改める。

平	成17年3月14日	月曜日		青≉	果	報	第2452号	<u> </u>			(6)
٠	所はまなす農業協同組合脇野沢支はまなす農業協同組合川内支所「	所はまなす農業協同組合脇野沢支はまなす農業協同組合川内支所	青森県信用組合大畑支店出張所出張所出張所出。	青森県信用組合大湊支店	青森県信用組合大湊支店	青森県信用組合大畑支店出張所	青森県信用組合川内支店脇野沢「	下北信用金庫大畑支店下北信用金庫川内支店	下北信用金庫大湊支店「	下北信用金庫大湊支店	下北信用金庫大畑支店下北信用金庫川内支店
-	むつ市脇野沢渡向むつ市川内町川内	下北郡脇野沢村大字脇野沢下北郡川内町大字川内	むつ市大畑町新町むつ市脇野沢本村	むつ市大湊新町	むつ市大湊新町	下北郡大畑町大字大畑	下北郡脇野沢村大字脇野沢下北郡川内町大字川内	むつ市大畑町新町	むつ市大湊浜町	むつ市大湊浜町	下北郡大畑町大字大畑下北郡川内町大字川内
_	・ に 改める。	を	- に 改 め、	,	を	3 1	を 削 り、	に改め、		- を	を削り、
建築工事業に係る特定建設業の許可	六 取消しに係る建設業の許可	二 代表者の氏名 藤本 茂樹 一 商号又は名称 株式会社藤建重機 青森県知事 三 村 申	平成十七年三月十四日建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公生建設業法 (昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次の	建設業者の許可の取消し	研修等事業 (農業経営基盤強化促進法第四条第二項第四号に掲げる事業をいう。)	農地売買等事業(農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号に掲げる事で規定のできます。	《《《··································	平成十七年で、同条第二	り、社団法人むつ市脇野沢農業振興公社の農地保有合理化事業規程の変更を承農業経営基盤強化促進法 (昭和五十五年法律第六十五号) 第八条第一項の規	農地保有合理化事業規程の変更の承認	公告

基盤強化促進法 (昭和五十五年法律第六十五号) 第八条第一項の規定によ 人むつ市脇野沢農業振興公社の農地保有合理化事業規程の変更を承認した

吾

等事業 (農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号に掲げる事業をい

業 (農業経営基盤強化促進法第四条第二項第四号に掲げる事業をいう。)

許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

吾

七 取消しの原因となった事実

五

取消年月日 平成十七年三月二日

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十七年三月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成十七年三月十四日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

商号又は名称 株式会社ダイテック

代表者の氏名 三上 博美

Ξ 主たる営業所の所在地 弘前市大字西城北一丁目一の一〇

兀 許可番号 青森県知事許可 (般 - 一三) 第一四二五八号

取消しに係る建設業の許可

さく井工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十七年二月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成十七年三月十四日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 有限会社福士設備

代表者の氏名 福士 令子

主たる営業所の所在地 黒石市野添町三七

兀 許可番号 青森県知事許可 (般 - 一三) 第一一七四六号

> 六 五 取消年月日 平成十七年三月二日

取消しに係る建設業の許可

七

取消しの原因となった事実 土木、電気、管、ほ装、水道施設、 消防施設工事業に係る一般建設業の許可

定に該当する。 とが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規 平成十六年九月三十日前記建設業者が合併又は破産以外の事由により解散したこ

育 委

教

青森県教育委員会告示第四号

規定により、次の表に掲げるものを県重宝に指定する。 青森県文化財保護条例 (昭和五十年十二月青森県条例第四十六号) 第四条第一項の

平成十七年三月十四日

青森県 教育委員会

県重宝	県重宝	種別
旧橋本家住宅	旧伊東家住宅	名
宅	宅	称
棟	東	員数
九川三 代戸 ノ郡 上田	地弘前市大	所
ミデザー・ラー・ラー・ラー・ラー・ラー・ラー・ラー・ラー・ラー・ラー・ラー・ラー・ラー	大字若党町	在
地田 の子 三字	八〇番	地
田 子 町	弘前市	所 有
		者

公 安 委 員

規則をここに公布する。 警察官駐在所及び警備派出所の名称、 位置等に関する規則の一部を改正する

平成十七年三月十四日

青絑県公安委員会委員長 井 畑 明 男

に改める。

別表第二むつ警察署の項中

を

青森県公安委員会規則第二号 交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、

する規則

月青森県公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。 別表第一むつ警察署の項中 警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則 (昭和三十六年八

七三下北郡大畑町大字大畑字中島一〇八番地

むつ市大畑町中島一〇八番地七三

を

下北郡川内町大字川内字川内八二番地三

県

森

青

を

地三九七下北郡川内町大字宿野部字榀木平五六番

九七むつ市川内町宿野部字榀木平五六番地三 むつ市川内町川内八二番地三

地下北郡脇野沢村大字脇野沢字本村二三番

むつ市脇野沢本村二三番地

に改める。

この規則は、 附 則 公布の日から施行する。

青森県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月十四日

位置等に関する規則の一部を改正

青森県公安委員会委員長 井 畑

明

男

青森県公安委員会規則第三号

青森県警察組織規則の一部を改正する規則

青森県警察組織規則 (昭和三十六年十一月青森県公安委員会規則第十五号) の 部

を次のように改正する 第二条中「広報課」を「広報広聴課」に、 「企画課」 を「企画政策課」に改める。

報広聴課」に改め、同条に次の一号を加える。

第三条の二の見出しを「 (広報広聴課) 」に改め、

同条第一項中「広報課」

を「広

第四条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、 六 警察機関誌の編集及び発行に関すること。 第十三号から第十五号までを

号ずつ繰り上げる。

第五条の見出しを「 (企画政策課) 」に改め、 同条中「企画課」 を 「企画政策課

第六条の三中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とする。

第八条中「生活保安課」を「生活環境課」に改める

同号の次に次の一号を加える。 罪対策課の所掌に属するものを除く。) 」を加え、同号を同条第三号とし、同条中第 第三号を削り、第四号を第二号とし、同条第五号中「関すること」の下に「 (組織犯 犯罪対策課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号を同条第一号とし、 環境課」に改め、同条中第一号を削り、同条第二号中「関すること」の下に「 (組織 六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、 第十条の四の見出しを「 (生活環境課) 」に改め、同条中「生活保安課」を「生活 同条中

術を利用する犯罪に係る総合対策に関すること。 インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯及び高度な情報技

第十条の四中第十号を第九号とする。

第十一条中「暴力団対策課」を「組織犯罪対策課」に改める。

…] - 2。 第十一条の二第七号中「関すること」の下に「 (他の所掌に属するものを除く。) 」

きっこう。

第十二条を次のように改める。

(組織犯罪対策課)

第十二条 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 組織犯罪対策に関する資料及び情報の収集、整理及び分析に関すること。
- の施行に関すること。 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号)
- | 暴力団に係る犯罪の取締りに関すること。

四 前二号に掲げるもののほか、暴力団対策に関すること。

五 麻薬、覚せい剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること。

() けん銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること。

第二十条第二項中「本部長」を「上司」に改める。

第二十条の三に見出しとして「 (特務参事官) 」を付する。第二十条の二第三項中「首席監察官」を「上司」に改める。

第二十一条第四項及び第二十二条第三項中「部長」を「上司」に改める。

第二十三条第二項中「本部長」を「上司」に改める。

則

(施行期日)

1

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

(青森県警察行政不服審査手続きに関する規則の一部改正)

会規則第一号)の一部を次のように改める。 青森県警察行政不服審査手続きに関する規則 (昭和四十七年一月青森県公安委員

2

第五条の二第一項及び第十八条第二項中「企画課長」を「企画政策課長」に改め

る

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号 | (印刷所・販売人)

在 定価小口一枚二付十五円一銭号 年週月・水・金曜日発行